

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	1	一般管理費

所管課	市民課
事業名	国民健康保険事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	8,875	6,786		6,720		223	6,943	▲ 1,932
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	1	18	18			18	17
一般財源	8,874	6,768		6,702		223	6,925	▲ 1,949

事業概要	健康保険組合、協会けんぽ、船員保険、共済等の被用者保険及び国民健康保険組合に加入していない人は、住所地の市町村の国民健康保険に加入が義務付けられており、国保被保険者に対する保険証の交付などの事務経費を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険被保険者の受診、出産、死亡に関して必要な医療保険給付を行うことにより、市民の社会保障と保険の向上を図る。		
現状と背景	被保険者数8,246人(H26.10.31現在)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	2	連合会負担金

所管課	市民課
事業名	国民健康保険団体連合会負担金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,445	2,445		2,422			2,422	▲ 23
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	2,445	2,445		2,422			2,422	▲ 23

事業概要	鳥取県内全市町村で構成する国保診療報酬の審査支払代行機関である鳥取県国民健康保険団体連合会の管理費等の運営経費に充てるため、定められた費用を負担する	今年度見直し事項	
事業目的	国保連合会で医療機関からの診療、調剤報酬の審査支払業務を一元的に行うことで、構成市町村の事務の軽減を図る		
現状と背景	年間レセプト件数 134,649件(平成25年度実績)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	3	医療費適正化特別対策事業費

所管課	市民課
事業名	医療費適正化対策事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	7,107	8,628		8,600		▲ 486	8,114	1,007
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	7,107	8,628		8,600		▲ 486	8,114	1,007

事業概要	医療機関からの診療、調剤報酬明細書(レセプト)の点検に係る人件費、被保険者への医療費通知等の事務費を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	医療機関から請求された診療報酬のレセプトを点検して過誤を発見し診療報酬を精算することと、被保険者に医療費がいくらかかっているのかをお知らせし、医療機関からの国保への請求に間違いがないか、必要以上の診療を受けていないかを啓発することにより、医療費の適正化を図る		
現状と背景	医療費は、高齢化及び医療の高度化により、毎年度伸びている状況である。 特に国民健康保険においては、制度上、高齢者の割合が高く、医療費の伸びが大きいことから、これを抑える取り組みが必要である。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	1	総務管理費
目	3	医療費適正化特別対策事業費

所管課	市民課
事業名	後発医薬品普及啓発事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	572	572		572			572	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	572	572		572			572

事業概要	医療費の削減を図るため、先発医薬品の3～7割程度の価格である後発医薬品の普及啓発を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	後発医薬品の利用を増やすことにより、医療費のうちの薬剤費の削減を図る。		
現状と背景	後発医薬品に対する情報や知識は、被保険者に浸透していないため、啓発を継続していくことが必要である。	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	2	徴税費
目	1	賦課徴収費

所管課	市民課
事業名	賦課徴収事務費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,670	1,750		1,750			1,750	80
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	463	463	463			463	
一般財源	1,207	1,287		1,287			1,287	80

事業概要	国民健康保険事業を運営し、医療保険としての機能は果たしていくには多額の費用が必要となる。この費用の一部を国民健康保険税として被保険者(世帯主)に負担していただいている。その保険税の賦課に係る事務費等を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	国民健康保険税の賦課徴収することにより、国民健康保険財政の安定化を図る		
現状と背景	国民健康保険税賦課額(現年度分)730,477,200円(平成25年度実績) 国民健康保険税徴収額(現年度分)659,542,122円(平成25年度実績)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	1	総務費
項	3	運営協議会費
目	1	運営協議会費

所管課	市民課
事業名	国民健康保険運営協議会費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	219	220		148		72	220	1
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	219	220		148		72	220	1

事業概要	境港市国民健康保険運営協議会の運営に係る委員報酬、事務費を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者代表、公益代表、保険医・保険薬剤師代表、被用者保険代表で構成される境港市国民健康保険運営協議会で、国民健康保険事業の運営に係る重要事項を審議し、国民健康保険事業に反映する		
現状と背景	被保険者代表 4人 公益代表 4人 保険医・保険薬剤師代表 4人 被用者保険代表 2人	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	1	一般被保険者療養給付費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者療養給付費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,408,913	2,408,808		2,408,808		▲ 42,176	2,366,632	▲ 42,281
財源内訳	国	332,544	342,247	342,247		12,672	354,919	22,375
	県							
	市債							
	その他	1,542,106	1,995,228	1,991,729		▲ 30,726	1,961,003	418,897
一般財源	534,263	71,333		74,832		▲ 24,122	50,710	▲ 483,553

事業概要	一般被保険者が医療機関で受診した際に、一部負担の割合に応じて病院の窓口で自己負担を支払い、残りの保険者負担分について、給付を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者が疾病により、外来または入院で医療機関で受診した際に、現物給付を行うことで市民の医療にかかる便宜を図る。		
現状と背景	自己負担割合：小学校入学前2割、小学校入学後から70歳未満3割、70歳以上から75歳未満2割(一定所得以上の者3割)	その他	医療機関から審査支払代行機関である国保連合会を経由して市国保に請求され療養給付費を支払う費用(現物給付)と、標準負担額減額認定証を提示しなかった非課税世帯の人の入院時食事療養費の差額分(現金支給)を計上

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	2	退職被保険者等療養給付費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等療養給付費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	197,384	177,917		177,917		▲ 61,137	116,780	▲ 80,604
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	144,510	133,601	133,050		▲ 45,621	87,429	▲ 57,081
一般財源	52,874	44,316		44,867		▲ 15,516	29,351	▲ 23,523

事業概要	退職被保険者等が医療機関で受診した際に、一部負担の割合に応じて病院の窓口で自己負担を支払い、残りの保険者負担分について、給付を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者が疾病により、外来または入院で医療機関で受診した際に、現物給付を行うことにより市民の医療にかかる便宜を図る。		
現状と背景	自己負担割合：小学校入学前2割、小学校入学後から70歳未満3割、70歳以上から75歳未満2割(一定所得以上の者3割)	その他	医療機関から審査支払代行機関である国保連合会を経由して市国保に請求され療養給付費を支払う費用(現物給付)と、標準負担額減額認定証を提示しなかった非課税世帯の人の入院時食事療養費の差額分(現金支給)を計上



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	3	一般被保険者療養費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	9,642	8,441		8,441		▲ 494	7,947	▲ 1,695
財源内訳	国	1,331	1,199	1,199		▲ 7	1,192	▲ 139
	県							
	市債							
	その他	4,603	4,097	4,096		▲ 454	3,642	▲ 961
一般財源	3,708	3,145		3,146		▲ 33	3,113	▲ 595

事業概要	医療機関等の窓口で保険証の提示をしなかったため10割負担となった場合や、医師の診断・指示の下で補装具の購入や鍼灸治療を受けた場合の一般被保険者の現金支払に対して保険者負担分を後で現金給付する費用を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	療養費(診療費10割負担、補装具購入、鍼灸治療等)の保険者負担分を現金で支給する。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	4	退職被保険者等療養費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	822	567		567		19	586	▲ 236
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	602	423	424		15	439	▲ 163
一般財源	220	144		143		4	147	▲ 73

事業概要	医療機関等の窓口で保険証の提示をしなかったため10割負担となった場合や、医師の診断・指示の下で補装具の購入や鍼灸治療を受けた場合の退職被保険者等の現金支払に対して保険者負担分を後で現金給付する費用を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	療養費(診療費10割負担、補装具購入、鍼灸治療等)の保険者負担分を現金で支給する。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	1	療養諸費
目	5	審査支払手数料

所管課	市民課
事業名	審査支払手数料
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	7,237	7,154		7,154		4	7,158	▲ 79
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	7,237	7,154		7,154		4	7,158	▲ 79

事業概要	鳥取県内全市町村で構成する鳥取県国民健康保険団体連合会で、医療機関からの診療、調剤報酬明細書(レセプト)による請求に係る審査及び支払の代行手数料	今年度見直し事項	
事業目的	国保連合会で医療機関からの診療、調剤報酬の審査支払業務を一元的に行うことで、構成市町村の事務の軽減を図る。		
現状と背景	年間レセプト件数(診療報酬) 133,557件(平成25年度実績) " (療養費) 1,092件(平成25年度実績)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	1	一般被保険者高額療養費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者高額療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	331,790	329,133		329,133		20,661	349,794	18,004
財源内訳	国	45,803	46,764	46,764		5,694	52,458	6,655
	県							
	市債							
	その他	212,401	272,144	272,144		17,696	289,840	77,439
	一般財源	73,586	10,225	10,225		▲ 2,729	7,496	▲ 66,090

事業概要	1ヶ月の医療費の自己負担額が高額となったとき、申請により限度額を超えた額を高額療養費として現金支給する費用と、被保険者が限度額認定証を提示することにより窓口負担を限度額までとし、限度額を超えた額を医療機関が高額療養費として請求する現物給付の費用とを計上している。(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費の1ヶ月の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景	自己負担限度額(平成26年度) 70歳未満 一般(総所得金額等210万円超600万円以下) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (総所得金額等210万円以下(住民税非課税世帯を除く)) 57,600円 上位所得者(総所得金額等901万円超) 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (総所得金額等600万円超901万円未満) 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 住民税非課税世帯 35,400円	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	2	退職被保険者等高額療養費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等高額療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	27,863	32,837		32,837		▲ 10,773	22,064	▲ 5,799
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	20,399	24,556	24,556		▲ 8,038	16,518	▲ 3,881
一般財源	7,464	8,281	8,281		▲ 2,735	5,546	▲ 1,918	

事業概要	1ヶ月の医療費の自己負担額が高額となったとき、申請により限度額を超えた額を高額療養費として現金支給する費用と、被保険者が限度額認定証を提示することにより窓口負担が限度額までとし、限度額を超えた額を医療機関が高額療養費として請求する現物給付の費用とを計上している。(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費の1ヶ月の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景	自己負担限度額(平成26年度) 70歳未満 一般(総所得金額等210万円超600万円以下) 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (総所得金額等210万円以下(住民税非課税世帯を除く)) 57,600円 上位所得者(総所得金額等901万円超) 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (総所得金額等600万円超901万円未満) 167,400円+(医療費-558,000円)×1% 住民税非課税世帯 35,400円	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	3	一般被保険者高額介護合算療養費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者高額介護合算療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	500	500		500			500	
財源内訳	国	69	71	71		4	75	6
	県							
	市債							
	その他	231	234	234		▲ 15	219	▲ 12
一般財源	200	195		195		11	206	6

事業概要	年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合に高額介護合算療養費を支給する費用を計上している。(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費と介護費の1年の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額介護合算療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費及び介護費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	2	高額療養費
目	4	退職被保険者等高額介護合算療養費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等高額介護合算療養費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	50	50		50			50	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他	37	37	38		▲ 1	37	
一般財源	13	13		12		1	13	

事業概要	年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、年間の限度額を超えた場合に高額介護合算療養費として支給する費用を計上している。(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の住民税課税状況、所得状況等により、医療費と介護費の1年の自己負担の限度額を設け、限度額を超えた額を高額介護合算療養費として給付することにより、被保険者が多額の医療費及び介護費を自己負担することを抑制する。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	3	移送費
目	1	一般被保険者移送費

所管課	市民課
事業名	一般被保険者移送費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		1			1	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	1	1		1			1	

事業概要	緊急やむを得ない重病人の入院・転院などの移送の費用について、申請して国保が必要と認めた移送費を支給する費用を計上している。(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	一般被保険者に係る移送費を支給する。		
現状と背景		その他	



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	3	移送費
目	2	退職被保険者等移送費

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等移送費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		1			1	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	1	1		1			1	

事業概要	緊急やむを得ない重病人の入院・転院などの移送の費用について、申請して国保が必要と認めた移送費を支給する。(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	退職被保険者等に係る移送費の支給に備える。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	4	出産育児諸費
目	1	出産育児一時金

所管課	市民課
事業名	出産育児一時金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	15,120	13,860		13,860			13,860	▲ 1,260
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	15,120	13,860		13,860			13,860	▲ 1,260

事業概要	被保険者が出産したときまたは妊娠12週以降の死産・流産に対して、出産育児一時金を支給する費用を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者の通常分娩に要する費用は、医療費の対象外(帝王切開等は医療費の対象)であるが、出産育児一時金として定額を国保から給付する。		
現状と背景	出産1人につき420,000円(産科医療保障制度に加入した場合)	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	4	出産育児諸費
目	2	支払手数料

所管課	市民課
事業名	出産育児一時金支払事務手数料
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	8	7		7			7	▲ 1
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	8	7		7			7	▲ 1

事業概要	鳥取県国民健康保険団体連合会へのお産育児一時金の医療機関への支払事務手数料	今年度見直し事項	
事業目的	出産育児一時金を医療機関が国保連へ請求し、市は国保連を経由して医療機関へ直接支払をすることに伴う、国保連への支払事務手数料。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	2	保険給付費
項	5	葬祭諸費
目	1	葬祭費

所管課	市民課
事業名	葬祭費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,300	1,240		1,240			1,240	▲ 60
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	1,300	1,240		1,240			1,240	▲ 60

事業概要	被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費を支給する。	今年度見直し事項	
事業目的	火葬の費用に相当する額として、定額の葬祭費を被保険者の葬祭を行った人に支給する。		
現状と背景	葬祭費の額 2万円	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	3	後期高齢者支援金等
項	1	後期高齢者支援金等
目	1	後期高齢者支援金

所管課	市民課
事業名	後期高齢者支援金
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	450,825	436,729		436,729		▲ 10,035	426,694	▲ 24,131
財源内訳	国	133,165	129,793	129,793		▲ 1,409	128,384	▲ 4,781
	県							
	市債							
	その他	248,883	245,639	245,639		▲ 5,630	240,009	▲ 8,874
一般財源	68,777	61,297	61,297		▲ 2,996	58,301	▲ 10,476	

事業概要	後期高齢者に係る医療費のうち、本人窓口負担を除いた額の40%に相当する額を、若年者の健康保険が後期高齢者支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出することとなっており、それを拠出する費用を計上する。	今年度見直し事項	
事業目的	後期高齢者に係る医療費のうち、一定割合を若年者の健康保険が負担することにより、後期高齢者医療の保険財政の安定化と、世代間の負担を明確にする。		
現状と背景	平成20年4月から後期高齢者医療制度開始	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	3	後期高齢者支援金等
項	1	後期高齢者支援金等
目	2	後期高齢者関係事務費拠出金

所管課	市民課
事業名	後期高齢者関係事務費拠出金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	32	38		38		▲ 8	30	▲ 2
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	32	38		38		▲ 8	30	▲ 2

事業概要	社会保険診療報酬支払基金が行う、後期高齢者支援金の拠出、交付に係る後期高齢者関係の事務費に係る拠出金を計上する。	今年度見直し事項	
事業目的	社会保険診療報酬支払基金が、若年者の医療保険者から後期高齢者支援金を徴収し、都道府県後期高齢者医療広域連合へ交付することで、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	4	前期高齢者納付金等
項	1	前期高齢者納付金等
目	1	前期高齢者納付金

所管課	市民課
事業名	前期高齢者納付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	296	548		548		▲ 363	185	▲ 111
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	296	548		548		▲ 363	185	▲ 111

事業概要	社会保険診療報酬支払基金が行う、65～74歳の前期高齢者に係る交付金、納付金による保険者間の財源調整制度で、負担調整による前期高齢者納付金を計上する。	今年度見直し事項	
事業目的	各保険者で医療費が多くかかる前期高齢者の構成割合が異なるため、社会保険診療報酬支払基金が、前期高齢者が平均より少ない保険者から前期高齢者納付金を徴収し、前期高齢者が平均より多い保険者に交付し、保険者間の財源調整を図る。		
現状と背景	平成26年度(概算) 全保険者平均前期高齢者加入率 14.34% 境港市国民健康保険前期高齢者加入率 44.29%	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	4	前期高齢者納付金等
項	1	前期高齢者納付金等
目	2	前期高齢者関係事務費拠出金

所管課	市民課
事業名	前期高齢者関係事務費拠出金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	32	38		38		▲ 7	31	▲ 1
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	32	38		38		▲ 7	31	▲ 1

事業概要	社会保険診療報酬支払基金が行う、65～74歳の前期高齢者に係る交付金、納付金による保険者間の財源調整のための事務費の拠出金を計上する。	今年度見直し事項	
事業目的	各保険者で医療費が多くかかる前期高齢者の構成割合が異なるため、社会保険診療報酬支払基金が、前期高齢者が平均より少ない保険者から前期高齢者納付金を徴収し、前期高齢者が平均より多い保険者に交付し、保険者間の財源調整を図る。		
現状と背景	平成26年度(概算) 全保険者平均前期高齢者加入率 14.34% 境港市国民健康保険前期高齢者加入率 44.29%	その他	



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	5	老人保健拠出金
項	1	老人保健拠出金
目	1	老人保健医療費拠出金

所管課	市民課
事業名	老人保健医療費拠出金
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		1			1	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1	1		1		1	

事業概要	老人保健医療費拠出金に係る前々年度の精算拠出金	今年度見直し事項	
事業目的	老人保健医療費のうち受給者の自己負担額を除いた国、県、市町村の公費負担分以外を、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に医療費拠出金を拠出し、老人保健事業を実施する市町村に交付する。		
現状と背景	平成20年3月 老人保健制度廃止 平成20年4月 後期高齢者医療制度開始	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	5	老人保健拠出金
項	1	老人保健拠出金
目	2	老人保健事務費拠出金

所管課	市民課
事業名	老人保健事務費拠出金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	30		30			30	29
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	1	30		30			30	29

事業概要	社会保険診療報酬支払基金が行う、老人保健医療費拠出金に係る事務費の拠出金を計上する	今年度見直し事項	
事業目的	老人保健医療費のうち受給者の自己負担額を除いた国、県、市町村の公費負担分以外を、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に医療費拠出金を拠出し、老人保健事業を実施する市町村に交付する。		
現状と背景	平成20年3月 老人保健制度廃止 平成20年4月 後期高齢者医療制度開始	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	6	介護納付金
項	1	介護納付金
目	1	介護納付金

所管課	市民課
事業名	介護納付金
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	168,093	167,906		167,906		▲ 21,970	145,936	▲ 22,157
財源内訳	国	53,789	53,729	53,729		▲ 7,030	46,699	▲ 7,090
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	114,304	114,177		114,177		▲ 14,940	99,237

事業概要	社会保険診療報酬支払基金が行う、40～64歳の介護2号被保険者に係る介護納付金の拠出の費用を計上	今年度見直し事項	
事業目的	各医療保険者は、40～64歳の介護2号被保険者に係る介護納付金を社会保険診療報酬支払基金に拠出し、基金から各市町村介護保険に交付することにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。		
現状と背景	介護2号被保険者数 2,650人(H26.10.31現在)		

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	7	共同事業拠出金
項	1	共同事業拠出金
目	1	高額医療費共同事業拠出金

所管課	市民課
事業名	高額医療費共同事業拠出金
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	143,570	144,986		144,986		10,467	155,453	11,883
財源内訳	国	35,892	36,246	36,246		2,617	38,863	2,971
	県	35,892	36,246	36,246		2,617	38,863	2,971
	市債							
	その他							
	一般財源	71,786	72,494		72,494		5,233	77,727

事業概要	80万円を超える高額な医療費の支払を平準化するための高額医療費共同事業への拠出に要する費用を計上する。	今年度見直し事項	
事業目的	80万円を超える高額な医療費の支払を平準化するため、国保連合会へ各市町村が過去の実績等により算定された拠出金をプールして、実際にかかる高額な医療費に応じて交付金を受けて医療機関へ支払うことにより、月により著しい増減をすることがある高額な医療費を支払うための資金の調達を平準化して、国保財政の安定化を図る。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	7	共同事業拠出金
項	1	共同事業拠出金
目	2	保険財政共同安定化事業拠出金

所管課	市民課
事業名	保険財政共同安定化事業拠出金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	385,649	892,075		892,075		45,630	937,705	552,056
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	385,649	892,075		892,075		45,630	937,705	552,056

事業概要	80万円以下の医療費の支払の平準化のための保険財政共同安定化事業への拠出に要する費用を計上する。	今年度見直し事項	
事業目的	80万円以下の医療費の支払を平準化するため、国保連合会へ各市町村が過去の実績等により算定された拠出金をプールして、実際にかかる高額な医療費に応じて交付金を受けて医療機関へ支払うことにより、月により著しい増減をすることがある高額な医療費を支払うための資金の調達を平準化して、国保財政の安定化を図る。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	7	共同事業拠出金
項	1	共同事業拠出金
目	3	その他共同事業事務費拠出金

所管課	市民課
事業名	その他共同事業事務費拠出金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2	2		2			2	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	2	2		2		2	

事業概要	退職被保険者の把握のための共同事業の事務費負担に要する費用を計上する	今年度見直し事項	
事業目的	定年退職等の後に国保の一般被保険者となった人のうち、年金の受給が開始され退職被保険者に該当することとなった人を、国保連合会が抽出し、その情報を基に市町村国保で一般から退職に職権適用等を行うことで、退職被保険者等の適正な適用を図る。		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	8	保健事業費
項	1	特定健康診査等事業費
目	1	特定健康診査等事業費

所管課	市民課
事業名	特定健康診査事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	13,631	13,912		13,829			13,829	198
財源内訳	国	2,965	2,969	2,969			2,969	4
	県	2,965	2,969	2,969			2,969	4
	市債							
	その他	35	38	38			38	3
	一般財源	7,666	7,936		7,853			7,853

事業概要	40～74歳の被保険者に対して、生活習慣の改善が必要な者を抽出するために、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の実施に要する費用を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	特定健康診査を実施し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、それらの人に特定保健指導を実施して生活習慣の改善を促すことにより、将来の生活習慣病の発生の抑制を図る		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	8	保健事業費
項	1	特定健康診査等事業費
目	1	特定健康診査等事業費

所管課	市民課
事業名	特定保健指導事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	161	181		181			181	20
財源内訳	国	53	45	45			45	▲ 8
	県	53	45	45			45	▲ 8
	市債							
	その他							
	一般財源	55	91		91			91

事業概要	特定健康診査により、生活習慣の改善が必要とされた者に対する特定保健指導の実施に要する費用を計上する	今年度見直し事項	
事業目的	特定健康診査を実施し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を抽出し、それらの人に特定保健指導を実施して生活習慣の改善を促すことにより、将来の生活習慣病の発生の抑制を図る		
現状と背景		その他	



会計	21	国民健康保険費特別会計
款	8	保健事業費
項	2	保健事業費
目	1	保健衛生普及費

所管課	市民課
事業名	保健衛生普及費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	13,517	14,186		14,186			14,186	669
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	13,517	14,186		14,186			14,186	669

事業概要	人間ドック等の委託料及び重複・多受診者への訪問指導などの被保険者への検診・保健指導等に要する人件費、事務費、検診委託料を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	被保険者を対象として、人間ドック、脳ドックを実施と要指導者への保健指導の実施により、疾病予防、早期発見を図る。また、重複・多受診者への訪問指導で適正な医療機関での受診を促し、医療費の抑制を啓発する		
現状と背景	平成25年度 人間ドック受診者数 311人 脳MRI検査受診者数 188人	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	9	公債費
項	1	公債費
目	1	利子

所管課	市民課
事業名	一時借入金利子償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		1			1	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	1	1		1			1	

事業概要	支払いと収入の時期の関係で資金不足が生じたときの一時的な借り入れにより発生する利子	今年度見直し事項	
事業目的	一時的な借り入れにより発生する利子の支払に備える		
現状と背景	実績なし	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	1	一般被保険者保険税還付金

所管課	市民課
事業名	一般被保険者保険税還付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,500	1,621		1,500			1,500	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1,500	1,621		1,500			1,500

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還しなければならないため、それに備え還付金を予算化している(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還することを目的とする		
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続きをしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合など	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	2	退職被保険者等保険税還付金

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等保険税還付金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	100	200		200			200	100
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	100	200		200			200

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還しなければならないため、それに備え還付金を予算化している(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方に返還することを目的とする		
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続をしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合など	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	3	償還金

所管課	市民課
事業名	国県負担金補助金等返還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1	1		1			1	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
一般財源	1	1		1			1	

事業概要	被保険者の保険給付費(医療費)の支払を行う際に、その財源として国・県・社会保険診療報酬支払基金から補助金などの交付を受けている。その交付額の確定に伴い、過払いだった場合の返還金を予算化している	今年度見直し事項	
事業目的	償還金の支払		
現状と背景		その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	4	一般被保険者還付加算金

所管課	市民課
事業名	一般被保険者還付加算金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	100	100		100			100	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	100	100		100			100

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方にお返しにする。その際、納付済みの保険税に対して支払う利子相当額を還付加算金として予算化している(一般被保険者分)	今年度見直し事項	
事業目的	一般被保険者に係る還付加算金の支払		
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続きをしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合など	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	10	諸支出金
項	1	償還金及び還付加算金
目	5	退職被保険者等還付加算金

所管課	市民課
事業名	退職被保険者等還付加算金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	20	20		20			20	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	20	20		20			20

事業概要	既に納付された保険税に、納めすぎが発生した時、その納め過ぎた保険税を納税義務者の方にお返しする。その際、納付済みの保険税に対して支払う利子相当額を還付加算金として予算化している(退職被保険者等分)	今年度見直し事項	
事業目的	退職被保険者等に係る還付加算金の支払		
現状と背景	被用者保険等に加入しているにもかかわらず、国保の喪失手続をしていなかったため、過去に遡って被保険者資格の喪失をする場合や、過去に遡って所得の減額更正があった場合など	その他	

会計	21	国民健康保険費特別会計
款	11	予備費
項	1	予備費
目	1	予備費

所管課	市民課
事業名	予備費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	20,000	20,000		20,000			20,000	
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	20,000	20,000		20,000			20,000

事業概要	当初予算計上時には予期できなかった臨時的・突発的な事柄に即応するためには、補正予算案を編成し臨時市議会等において議決を経るのが原則であるが、軽微なものについてまで臨時市議会の開催等は非効率であることから、当初予算において用途を限定しない予備費を計上している	今年度見直し事項	
事業目的	臨時的・突発的に生じた事柄に対し、予算措置の有無に関わらずある程度即応できる経費を確保する		
現状と背景	予備費は、議会が否決した費途に充てることができない(地方自治法第217条第2項)と定められている。そのため、予備費を充当した費目及び金額は決算書に記載し、内容についても監査時に補足説明資料で明らかにしている。	その他	